

Title	成立期中世の自由と支配 : 西欧封建社会成立期の研究・序説
Author(s)	岩野, 英夫
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/35060
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

【1】

氏名・(本籍)	岩 野 英 夫
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	第 7 0 7 5 号
学位授与の日付	昭 和 61 年 1 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	成立期中世の自由と支配 ——西欧封建社会成立期の研究・序説——
論文審査委員	(主査) 教授 林 毅 (副査) 教授 矢崎 光圀 教授 山中永之佑

論 文 内 容 の 要 旨

(一) 本書では次の諸点が検討されている。

- (1) 中世初期の史料に現われる「自由人 (liberi homines, ingenui)」とはなにか、を明らかにすること。史料は主として『カピトゥラリア』と『聖ガレン修道院証書集』とによる。この作業の中で史料の中の「自由人」のもつ共通性と多様性が明らかにされる。またそれとともに「自由」ということでなにが観念されていたのかについての一端も明らかにされる。この(1)は本書第一章を構成している。
- (2) 聖ガレン修道院の所領支配権の成立過程を、とりわけ国王権力との関わりの中で明らかにすること。この作業の中で王権によって遂行される教会政策の一つのあり方が明らかにされるとともに、この政策の中で実力を蓄え、人と物とに対する自立的な支配権を確立していく一聖界修道院の姿が描かれる。この(2)は本書第二章を構成している。
- (3) 聖ガレン修道院の支配権、すなわち公的な国王支配権に対する意味での一聖界修道院の私的支配権に、「自由人」がどのように関わるかを具体的に明らかにすること。この作業の中で「自由人」の中のある者がこれに服属していく契機の一つがはっきりとされている。この(3)は本書第三章を構成している。

(1)を論ずるのは、この問題が一八世紀末以降今日に至るまでドイツ国制史の根本問題の一つをなしており、この問題にどう答えるかによってまったく異なった歴史像が描かれるという学界状況にあるからである。

一九世紀中葉 G・L・V・マウラーによって土台が築かれ、二〇世紀初頭 H・ブルンナーによって体

系化された「古典理論」によれば、「自由人」は自由で平等な共同体的ゲルマン社会の中核的な担い手であり、封建社会・領主的＝貴族的支配体制の成立の過程の中で隷属化し、自由を失っていく存在であった。自由はここでは支配の対立物として考えられており、支配からの自由が自由のもつ基本的性格とみなされている。

一九世紀末以降形成されてきた「領主制理論」によれば、「自由人」は基本的に領主層＝政治的・経済的指導層を意味していた。ここでは古典理論のいう自由で平等な成員からなる共同体的な社会の存在は否定されており、ゲルマン古代以来の領主支配と社会的不平等の連続が主張されている。自由は強者のみが享受しうるものとして理解されている。

一九三〇年代、とりわけヒトラーの権力掌握後のドイツにおいて形成されてきた「国王自由人 (Königsfreie) 理論」によれば、「自由人」は国王に直属し、国王領に定住し、国王の遂行する国家政策実現のために国王の股肱の存在として国王につくし、またこのことの故に国王から自由を与えられた者＝「国王自由人」であった。自由はここでは義務＝奉仕の代償として考えられている。

古典理論における自由は平等で水平な社会関係の中で考えられていた。領主制理論においては自由は不平等な社会関係の中で特権者のみが享受しえるものである。それに対して国王自由人理論では自由は拘束・服従と表裏一体のものとして考えられており、国王に直属し、国王のためにいわばその手足となって果たす義務の故に与えられる恩恵ないし保護とおなじ意味で考えられている。この理論における自由は支配と被支配とを相対立するものとして考えては理解出来ない概念である。その点で従来の自由概念とは完全に意味を異にしている。ハンス・K・シュルツェは、「国王自由人」理論は批判されることは稀であり、加えられたわずかの批判も「まったく無視されるか、古臭い『解釈学的法史学』(rechts-historische Dogmatismus) への逆行として非難された」と、一九七〇年ころまでの西ドイツの学界状況を伝えている。

本書第一章において関連史料を精査し、可能な限り全訳を試み、そのことによって自由人の歴史的な実相に迫ろうとしたのは、以上要約した学説の動向によるものである。結論を先取りするならば、「国王自由人」の存在は、ここで検討した限りの史料の中には見いだすことができない。

第二・第三章において先の(2)と(3)の問題が論じられるのは、国王の「被保護民」にいわば矮小化された「自由人」を、「封建社会を作り上げていった長い生みの時期」、すなわち西欧中世社会形成期の歴史の流れの中に再び置きなおすためである。そのために具体的に設定している視点は、聖ガレン修道院領に場を借りてグルントヘルシャフトの形成過程から中世社会の成立の過程を見る、という視点であり、森本芳樹氏の「領主と農民の支配＝隷属関係のうちに、封建的社会構造をとく鍵をみる」という視点である。

いま一つの視点は、「聖界」グルントヘルシャフトが形成されるにあたり、国王権力がはたしている役割を積極的に評価する視点である。

(二) 第一章では、次のように、「自由人」と「自由」とのあり様が明らかにされている。

(1)(a) 中世初期の自由人は、奴隷とは異なる身分として法的に明確に位置づけられている。

婚姻や刑罰などに関係して、この相違は決定的な意味をもっている。

- (b) 自由人は国王の支配権ないし罰令権に服しており、国制上の様々な義務を負担している。
 - (c) 自由人は土地を含む個人財産の所有者としておよび入会地の利用者としてあらわれている。
 - (d) 自由であることとは、自分の欲するところに従い行動できる状態、他人の支配に服さず、また他人のために働く必要のない状態として記録されている。「国王自由」概念を証明する文言は関連史料には存在しない。
- (2)(a) 自由人は多様な階層に分かれている。まず自由人の階層構成についていえば、大きく貴族的・領主的な層とそうではない一般の自由人の層とに分類できる。
- (b) 一般の自由人の層は、カピトゥラリアによれば、豊かさという点からさらに上位・中位・下位に分かれる。豊かさの基準は独力で出征義務を果しうるか否かである。『証書集』の中の一般の自由人については、史料の性格上、こうした分類は不可能であるが、一般の自由人の下位に属するであろう者の一部をみることができる。
 - (c) 自由人が借地人として、他人に貢租や賦役を負担することがごく普通の状態として現れている。自由人の中には自分の土地をもたず、他人の土地に居住している自由人も見られる。
 - (d) 「国王」自由人の存在は認められない。ミュラー＝メルテンスも「国王」自由人と考えている *Aprisionäre* の場合もなぜ自由であるかの決定的な点で「国王」自由人としての要件を欠いている。参考論文中の「*Aprisionäre*考」から明らかなように、この者らは「汝らの古き自由身分(*antiqua libertas*)」を持ち続けることが国王によって認められており、したがってその自由は国王によって与えられたものではない。
- (三) 第二章では、聖ガレン修道院が王権の保護下で様々な特権を与えられ、一大聖界グルントヘルシャフトとして成長していく過程が次のように明らかにされている。
- (1)(a) 聖ガレン修道院の所領は大量の寄進地の集積されたものである。
 - (b) この所領経営のための管理機構は九世紀初頭から中葉にかけて確立する。
 - (2)(a) 九世紀前半は、修道院が所領支配権の土台を固めた時期である。
 - (b) 修道院はこの後一〇世紀初頭にかけて支配権を確立していく。
 - (3)(a) 修道院の所領支配権は国王の保護下で、国王により特権を授与される中で確立している。
 - (b) 修道院長自由選挙権、インムニテート、裁判上の特権などがそれである。
 - (c) 確立された支配権は国王以外の上位の支配権をもたない。
 - (d) しかも多くの点で国王の支配権からさえ自由になっていく。
 - (4) このことは、王国の人と物とに対する国王の公的な支配権が間接的なものになり、直接的な支配権が修道院の私的支配権の中に集積されていくことを意味している。
 - (5) 国王が修道院に対して数多くの特権を与えているのは、国王の役人的性格をもちながらも自立化し権力の伸張を図るグラーフなど貴族の権力を抑え、国王直属の支配圏を創出し、確保しようとする対教会政策の一環であると考えられる。
- (四) 第三章では、この修道院の支配の下に、国王の支配権を離れて、自由人のある者は実際どのようにして入っていくのかを検討されている。

- (1)(a) 『証書集』からわずかに確認できるのは、修道院との間の人的な結合が服属の契機になっている、という点である。例えば、レオナルドなる者とその子孫とは修道院長を唯一人の主人とし、その支配に服することを条件にして修道院の土地の所持を認められている。他に、修道院長を保護者と頼み、その保護を与えられることを条件にして寄進している者がいる。これらは「自己託身Autotradition」による、修道院の支配権への服属の事例と考えられる。
- (b) 自分の全財産を寄進し、買戻権なしにそれを借り戻すことが服属の契機になっている、という点である。この場合は、経済的自立性の欠如が、不自由身分あるいは不完全自由人という「下級身分への同化」を事実として余儀なくさせている事例のように思われる。参考論文中の「Freigelassene考」は、自由人と不完全自由人(=解放奴隷)との事実上の「同化」を史的に確認できるかどうかの検討を試みたものである。

論文の審査結果の要旨

本論文は、西欧封建社会成立期の歴史像をいかに描き出すかという重要な問題に関し、対立する諸学説の厳密な批判的検討によって一つの理論的立場を構築しつつ、カピトゥラリアおよび聖ガレン修道院証書という二つの基本史料の分析に基づいて、以下の三点に関する実証的説明を行っている。すなわち、一、中世初期の自由人の実態、二、聖ガレン修道院におけるグルントヘルシャフト(荘園)の形成過程、三、聖ガレン修道院に対する自由人の隷属化(農奴化)過程、以上である。そしてその説明を通じ、国王自由人学説に対する鋭い批判を行っている。

これは、わが国の法制史学界のみならず歴史学界に対する大きな寄与であり、従来の学界の水準をはるかに越える成果であると思われるので、従って本論文は、参考論文「中世ドイツ法の研究」と併せて、法学博士の学位授与に十分価するものと判定する。